

令和8年度社会福祉法人信濃福祉事業計画書

【法人の理念】

私たちは、みんなの幸せを目指します。

【基本方針】

- 一、利用者の生命と尊厳を守ります。
- 一、利用者主体で一人ひとりが満足 of いく支援に努めます。
- 一、地域と連携し地域のために努めます。
- 一、福祉サービスの向上を目指し、専門性の確保に努めます。
- 一、地域の幅広いニーズを把握し、制度にとらわれず素早く柔軟に取り組みます。
- 一、地域のニーズに合った制度を理解し、積極的に事業展開をします。
- 一、職員の満足度を高め、働きがいのある職場づくりを追求します。
- 一、すべての社会ルールを遵守します。
- 一、開かれた事業経営を目指します。
- 一、健全で永続的な法人経営に努めます。
- 一、地域に信頼される法人となります。

1 事業

法人理念及び基本方針に従い次の事業を行う。

第一種社会福祉事業

救護施設「旭寮」の経営

第二種社会福祉事業

就労継続支援 B 型事業所「あんどわーく」の経営

収益事業

駐車場の経営

2 経営及び設備

- (1) 法人及び各事業所の中長期計画を立てる。
- (2) 感染症を考慮し、利用者・職員の健康を保ちながら事業を展開する。
- (3) 各事業所は基本方針に従った事業を展開する。
- (4) 各事業所の業務全般にわたり指導監査し、施設の経営管理に万全を期す。
- (5) 各事業所と連絡を密にして利用者並びに職員の処遇の向上を図る。
- (6) 定期的に理事会、幹部役員会、評議員会その他の必要な会議を行う。
- (7) 苦情解決委員会を設け、利用者本人・利用者の家族等から苦情が出された場合は迅速に対応する。また、定期的に相談室を設ける。
- (8) 直接処遇職員は常に充足し、各事業所の利用者の諸活動に必要な施設を計画的に整備する。また、職員の健康診断を法令に沿い行うほか、職員との面接を計画的に行う。
- (9) 法人本部、各事業所の情報公開についてはホームページや会報等により開示する。
- (10) 精神保健福祉士を配置し精神障害者へのケアを通し利用者の地域移行支援を強化するほか、独自事業として近隣の生活困窮者に対し相談や訪問による支援を行う。
- (11) 自立準備ホーム（犯罪者の緊急的住居確保・自立支援対策事業）、生活困窮者自立支援法による一時生活支援事業、居住支援法人（国交省）の各事業を行う。
- (12) 人材確保、育成のための調査、研究を行う。
- (13) 収益事業の駐車場経営は安全に配慮し適正に行う。

3 公益的な取り組み

- (1) 法人の独自事業として、独自事業による緊急一時保護の事業（ゆめのは）、生活困窮者等への相談・在宅訪問支援を独自事業「ゆめのは」を中心に関係機関、団体と連携し積極的に取り組む。
- (2) 地域貢献事業として、旧施設を活用し、長野県社会福祉協議会、長野市社会福祉協議会、長野市社会事業協会と連携のうえ広域フードパントリーを運営する。（名称：むすびや）
- (3) 生活困窮家庭の児童への食事提供だけでなく、様々な環境の児童への居場所として子ども食堂のスペースを提供する。近隣高校の生徒や子ども食堂に積極的な NPO 法人、またボランティアの方などと連携し開催する。